

平成 27 年第 2 回臨時会議決結果

第 2 回臨時会が平成 27 年 4 月 1 日に 1 日限りの会期で開催されました。

地方独立行政法人芦屋中央病院中期計画の認可について上程され、次のとおり議決されました。

【その他】

●地方独立行政法人芦屋中央病院中期計画の認可

地方独立行政法人法第 26 条第 1 項の規定により、地方独立行政法人芦屋中央病院が作成した中期計画を認可することについて、同法第 83 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるものです。

町から提示された中期目標に基づき、具体的な計画を定めたもので、中期計画の期間は中期目標の期間と同じく、平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの 4 年間です。中期計画では、住民へのサービス、その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置のほか、業務改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置や予算、収支計画及び資金計画を定めています。

(賛成多数・可決)